

Luminers 利用規約（求人企業向け）

第 1 条（目的）

「Luminers 利用規約（求人企業向け）」（以下「本規約」といいます）は、株式会社ルミネ（以下「当社」といいます）と求人企業（次条に定めます）との間の、本サービス（次条に定めます）の利用等に関する契約（以下「本契約」といいます）の成立及び内容等について定めることを目的とします。

第 2 条（定義）

本規約において使用する用語の定義は、次の各号の通りとします。

- (1) 「本サービス」とは、当社が提供する、求人企業から受領した求人募集と会員のマッチングを行う人材紹介サービス「Luminers」をいいます。主に、求人企業に対する各種情報提供、本サービスの利用に必要な情報システム（第 5 条 4 項に定める勤怠管理システム、マッチングシステムを含みます。以下「本システム」といいます）の提供及び会員の紹介・会員との間の雇用契約締結のあっせんを行います。
- (2) 「求人企業」とは、当社所定の申込書（以下「申込書」といいます）に必要事項を全て記入した者をいいます。
- (3) 「会員」とは、求職の申し込みを行う個人であって、本サービスを通じて求人案件に応募申し込みを行う者をいいます。
- (4) 「労働者」とは、求人企業が採用を決定し、求人企業との間で雇用契約関係が締結された会員をいいます。

第 3 条（本規約の適用範囲及び変更）

1. 本規約は、本サービスを利用する場合に適用されます。
2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、求人企業の事前の承諾なしに、本規約を次項に定める方法により変更できるものとします。
 - (1) 変更の内容が求人企業の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。
3. 前項に基づく変更にあたっては、当社は、効力発生日を定めた上、その効力発生日までに本規約を変更する旨及び変更後の内容並びにその効力発生時期を本システム上において提示することにより求人企業に周知します。

第 4 条（本契約の成立について）

1. 求人企業によって必要事項が全て記入された申込書が、求人企業から当社に対して提出され、当社がこれを承諾した場合、本契約は、当社と求人企業との間に、当該承諾した日に、本規約、申込書及び別途定める利用規約細則（以下「利用細則」といいます）の記載事項を契約内容として成立します。
2. 求人企業は、当社に対し、申込書を当社に提出する際に、又は当該提出後速やかに、求人企業又は求人企業の事業に関連する事項として当社が指定する事項に関する情報・資料等を当社が指定する方法により提出するものとします。

第 5 条（サービスの提供等）

1. サービスの提供範囲について
 - (1) 本サービスは、本契約を締結した求人企業のみが利用できるものであり、求人企業は第三者に本サービスを利用させることはできないものとします。

- (2) 本サービスを通じて紹介した会員の就業先は、原則として当社が運営するルミネ又はニューマンに求人企業が
出店する店舗とします。

2. 紹介の依頼

- (1) 求人企業は、本契約の有効期間中、当社に対して、職業安定法第 5 条の 3 第 2 項に定める労働条件その他希望する求人の条件（以下「求人条件」といいます）ごとに、求人条件を明示する文書（以下「求人票」といいます）を書面、電子メール、その他当社と求人企業間で合意した方法により交付又は通知して、人材の紹介を依頼します。なお、求人票の内容が法令に違反するとき、賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当であると認められるとき、又は必要な記載が欠けているとき等は、当社は求人票を受理しないことができるものとします。
- (2) 当社は、求人条件に適合し得ると当社が判断した会員のうち、求人企業に応募する意思がある会員を求人企業に対して紹介するものとします。

3. 選考及び採用

- (1) 選考は、求人企業が、原則として本システムから確認できる会員の情報に基づき行います。求人企業は、当社が紹介した会員の選考を自らの責任で行ったうえ、適当と認めた場合には、自らの責任において当該会員を労働者として採用するものとします。この際、当社は求人企業に対し選考及び採用について適宜必要なアドバイスを行い、又は当社がなし得るその他の支援を行うものとしますが、当社は選考に関与することではなく、選考から採用までの過程について、当社は何らの責任を負わないものとします。
- (2) 求人企業は、選考の結果を、当社が指定する方法により会員に通知するものとします。
- (3) 雇用契約は、会員と求人企業との間の合意により成立するものであり、会員と求人企業との間の雇用契約は、求人企業からの採用の通知を会員が受領した時点で成立します。
- (4) 求人企業は、当社から紹介を受けた会員の採用を決定した場合には、当該会員に対して、労働基準法第 15 条に基づく労働条件明示書面（採用を決定した事実、勤務を開始した事実、給与の額及び交通費の支払い条件を確認できる書面。以下「労働条件通知書」といいます）を求人企業の責任において交付し、求人企業及び当該会員との間で雇用契約を締結するものとします。
- (5) 求人企業は、本サービスを通じて会員との間で雇用契約を締結した場合には、その都度、当社に対して、直ちに労働条件通知書の他当社が求める情報・資料等を、本システム又は電子メール等を利用する方法により提供することとします。

4. 勤怠管理システムの利用

- (1) 求人企業は、別途当社が定める機能を有する勤怠管理システム（以下「勤怠管理システム」といいます）を利用することができるものとします。
- (2) 当社は、労働者が勤怠管理システムにて申請した情報（勤務開始時間及び勤務終了時間、交通費等）であって、求人企業が承認した情報に基づき勤怠管理システムに関連する本サービスを提供するものとし、求人企業はこれに同意するものとします。
- (3) 当社は、勤怠管理システムに関連する本サービスが特定の目的に適合すること、期待する機能、商品的価値、正確性・有用性を有すること、勤怠管理システムの利用が求人企業に適用ある法令又は業界団体の内部規則に適合すること、及び、不具合が生じないことについて何ら保証しないものとします。
- (4) 勤怠管理システムを利用する場合であっても、求人企業は、自己の責任で必要なデータのバックアップを確保するものとし、勤怠管理システム上に登録した求人企業のデータの滅失・破損について、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (5) 勤怠関連システムに関連して求人企業と労働者又はその他の第三者との間で生じた取引、連絡、紛争等については、当社は、一切の責任を負いません。

5. 連絡手段

- (1) 求人企業と当社との間及び求人企業と会員との間の連絡は、当社が指定する方法により行うものとします。
- (2) 求人企業は、本システム及び当社からの電子メール等を受信できるように設定するものとします。

第6条（求人企業の禁止事項）

1. 求人企業は、第5条第3項に定める選考及び採用の際、当社が紹介した会員を性別、年齢その他属性により差別的に取り扱ってはならないものとします。
2. 求人企業は、当社が会員を最後に紹介した日より1年間は、当該会員の選考が終了した後であっても、当該会員と直接連絡を取ってはならず、直接連絡を取る場合には、事前に当社の上承を得るものとします。
3. 求人企業は、会員と雇用契約を締結した場合、求人企業の都合（求人企業が自社の従業員を手配できた等）により、労働者の承諾なく一方的に当該雇用契約を解除することはできないものとします。ただし、求人企業と労働者が双方で合意した場合や、求人企業の責めによらない事由により、予定していた就業先が休業になった場合等は、この限りではありません。

第7条（求人企業の義務）

1. 求人企業は、採用に際し、各種労働関係法令（労働基準法、労働契約法、職業安定法及びこれらの政省令、ガイドライン等を含むが、これらに限られない。）を遵守し、労働者の保護に努めなければなりません。なお、求人企業が求める場合には、当社は必要と認める範囲内で各種労働関係法令の遵守につき求人企業に対し助言するものとします。
2. 求人企業は、真実、正確かつ最新の情報・資料等を当社に提出しなければならないものとし、当社に提出した情報・資料等に変更があった場合、遅滞なく当社の定める方法により当社に変更事項を通知し、当社が要求する情報・資料等を提出するものとします。
3. 求人企業は、本サービスを利用することにより得た当社独自のサービス運営方法の情報、技術情報、個人情報等をもとに当社と同様の業務を行ってはならないものとします。また、有償無償を問わず、求人企業が本サービスにより得た情報を第三者に提供してはならないものとします。
4. 労働者の行為について、求人企業が労働者の雇用主として使用者責任を負うものとし、当社は何らの責任を負わないものとします。

第8条（ID及びパスワードの管理）

1. 求人企業は、自己の責任において、本サービスに関するID及びパスワードを適切に管理、保管するものとし、これを第三者に譲渡、貸与、開示、漏洩してはならないものとします。
2. 求人企業のID若しくはパスワード使用上の過失又は第三者の使用等による不利益、損害、改ざん等は、そのIDを保有する求人企業が一切の責任を負うものとし、当社は一切の責任を負いません。
3. 求人企業は、ID及びパスワードが第三者によって不正に使用されていることが判明した場合には、直ちに当社に連絡するものとします。

第9条（対価）

1. 求人企業は、労働者が求人企業での勤務を開始するに至った場合、利用細則に定める算定方法及び支払い方法に基づき、当社に対し、人材紹介の対価（以下「仲介手数料」といいます）を支払うものとします。
2. 求人企業が当社に対して支払う仲介手数料は、労働者が求人企業への勤務を開始した後に勤務時間の短縮等の変更が生じた場合においても、利用細則に定める算定方法に基づき算出されるものとし、当該変更内容に影響さ

れないものとします。

第10条（応募書類に関する確認）

求人企業は、会員より登録された情報は、当該会員の責任において作成されるものであり、応募書類に虚偽や不備があっても、当社は何らの責任を負わないことを確認するものとします。

第11条（解除）

1. 求人企業及び当社は、相手方が次の各号の一にでも該当する場合には、相手方に対する何らの催告を要することなく、本契約の全部又は一部を解除することができるものとし、当該解除により相手方に損害が生じても何ら責任を負わないものとします。
 - (1) 本契約に違反し、相当期間を定めて是正の催告をしたにも拘らず、当該期間中に違反が是正されないとき。
 - (2) 差押、仮差押、競売、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、又は破産、民事再生、会社更生、その他法的倒産手続（本契約締結後に制定されたものを含む。）開始の申立、私的整理手続の開始があったとき、又はそれらのおそれがあるとき。
 - (3) 監督官庁より営業停止、又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けたとき。
 - (4) 資本減少、事業の全部又は重要な一部の譲渡、事業の重要な一部の分割、廃止若しくは変更、又は合併によらずに解散したとき。
 - (5) 手形又は小切手を不渡としたとき、その他支払停止又は支払不能状態に至ったとき。
 - (6) 仲介手数料その他の支払いを怠ったとき。
 - (7) 当社が合理的な根拠により求人企業として不相当と判断したとき。
 - (8) 前各号の他、信用状態の著しい悪化その他の本契約の円滑かつ適正な履行が期待できないと合理的な根拠により認められるとき。
2. 本契約が当社からの解除によって終了した場合は、求人企業は、当社に対する本契約に基づく一切の債務の全額について期限の利益を喪失し、当社の定める方法で支払うものとします。

第12条（サービスの停止又は中断）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、求人企業に事前に通知することなく、本サービスの一部又は全部の提供を停止又は中断します。なお、それに伴い、求人企業に不利益や損害が生じた場合においても、当社はその一切の責任を負いません。
 - (1) システムトラブル等で緊急の保守点検が必要な場合。
 - (2) 第一種（電話会社等）及び第二種電気通信事業者（プロバイダ等）の役務が提供されない場合。
 - (3) 通常のウィルス対策では防止できないウィルスによる被害、火災、停電、天災地変（地震・噴火・洪水・津波等）が発生し、本サービスの提供ができない場合。
 - (4) 人為的災害（戦争・暴動・騒乱・労働争議等）により本サービスの提供ができない場合。
 - (5) その他、当社が必要と判断した場合。

第13条（サービスの内容変更・終了）

1. 当社は、当社の都合により、本サービスの内容を変更し、又は本サービスの一部又は全部の提供を終了する場合があります。
2. 当社は、2ヶ月の予告期間をもって求人企業に通知のうえ、本サービスの一部又は全部の提供を終了することができるものとします。

3. 当社は、前2項に基づき当社が行った措置に基づき求人企業に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

第14条（賠償責任の制限）

1. 当社は、本サービスの提供にあたり、通常講ずべきウィルス対策では防止できないウィルス被害、コンピュータ又は通信回線等の事故による被害、天災地変による被害、その他当社の責めによらない事由により求人企業に生じた被害については、賠償責任を負いません。
2. 当社が、本サービスの提供にあたり責任を負う場合であっても、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当社が求人企業に対して責任を負う賠償の範囲は、求人企業が直接に被った通常の損害に限られ、逸失利益及び特別損害については含まないものとします。また、賠償額の上限は、求人企業が当社に支払った仲介手数料を上限とします。

第15条（秘密保持）

求人企業及び当社は、本契約の履行に関連して相手方より書面、口頭若しくは記録媒体等により提供もしくは開示された相手方に関する技術、営業、業務、財務または組織に関する全ての情報（以下「秘密情報」といいます）を、本契約の有効期間及び本契約期間終了後も3年間（個人情報については期間の定めなく）、秘密として保持し、本契約の履行の目的以外には利用しないものとします。また、求人企業及び当社は、秘密情報を、官公署又は法的手段により提出を求められた場合を除き、相手方の事前の書面による同意がない限り第三者に開示・漏洩してはならないものとします。但し、次の各号に該当する情報（個人情報を除く）は、秘密情報に含まれないものとします。

- (1) 取得時にすでに公知となっている情報。
- (2) 取得後に自己の責めに帰すべき事情によらず公知となった情報。
- (3) 秘密情報によらず自らが独自に開発、創作等した情報。
- (4) 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法な手段で取得した情報。

第16条（個人情報の取扱い）

当社の個人情報の取扱いについて、当社 Web サイト上の「プライバシーポリシー」及び「個人情報の取り扱いについて」に定める通りとします。

第17条（求人企業が取得する個人情報の取扱い）

1. 当社は、求人企業が会員を選考するにあたって必要と認められる限度において、会員の氏名、連絡先、職務経歴等の個人情報（以下「個人情報」といいます）を、求人企業に対して開示・提供するものとします。但し、会員の病歴、併願状況などの、求人条件に何ら関連のない個人情報については、当該会員の個別の承諾を得ない限り、当社は求人企業に対して開示・提供しないものとします。
2. 求人企業は、前項に基づき当社より提供された、会員（採用に至らなかった者も含む）の個人情報を、善良なる管理者の注意をもって秘密として厳重に管理し、求人企業を選考及び採用の目的の範囲内でのみ利用するものとし、本契約の有効期間中及び本契約終了後も、選考及び採用に直接関与する部門の求人企業及び求人企業の役職員以外の第三者に開示又は漏洩してはなりません。

第18条（著作権、商標権及びその他の知的所有権）

1. 本サービスによって提供される写真、イラストなど文字・画像等のあらゆる情報（以下「コンテンツ」といいます）の著作権又はその他の知的所有権は当社及びコンテンツ提供者などの正当な権利者に帰属します。

2. 求人企業は、前項に記載する知的所有権者の事前の承認なく、コンテンツの一部又は全部をいかなる方法、いかなる形式によっても複製、転載、改変、その他の二次利用をしてはならないものとします。

第 19 条（情報の保管期間等）

1. 当社は、本サービスを提供するために必要な期間が経過したと判断した場合、本システム上又は当社が管理するサーバ上に蓄積されている、当社又は会員とのやり取りを含む求人企業に関する本サービスに係る一切の情報を削除することがあります。なお、削除後はこれを復元することはできません。
2. 求人企業は、本契約終了後は、求人企業に関する本サービスに係る一切の情報について内容の確認ができなくなることを了承します。なお、当社は、これらの情報について削除の義務を負うものではありません。
3. 求人企業は、前 2 項を踏まえ、自らに不利益又は損害が発生しないために必要な措置を、自己の責任と費用負担において講じるものとします。

第 20 条（反社会的勢力の排除）

1. 求人企業及び当社（役職員、自己の代理人もしくは媒介をする者、自己の主要な出資者又は経営に実質的に関与する者を含む。）は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下、総称して「反社会的勢力」といいます）でないことを確約するものとします。なお、求人企業又は当社は、相手方が反社会的勢力に該当し、又は、反社会的勢力と次の各号の一に該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要することなく、本契約を解除することができるものとします。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき。
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき。
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
2. 求人企業又は当社は、相手方が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合には、何らの催告を要することなく、本契約を解除することができるものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の名誉、信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。
 - (5) その他前各号に準ずる行為。
3. 求人企業及び当社は、本条に基づき本契約を解除したことにより、相手方に損害が生じても、何らこれを賠償ないし補償することを要しないものとします。

第 21 条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、第 4 条第 1 項よって定まる成立日から 1 年間とします。但し、期間満了の 1 か月前までに相手方より異議申し立てのない場合は、本契約は同一条件にてさらに 1 年間延長されるものとし、以後についても同様とします。
2. 本契約が終了する場合においても、本契約の有効期間中に当社が求人企業に会員を紹介した場合における当該会員に関する仲介手数料の支払いについては、なお本契約が適用されるものとします。

第 22 条（損害賠償）

求人企業が、本契約に違反し、又は本サービスの利用に際し、当社、会員若しくは第三者に対して損害を与えた場合、求人企業は、その一切の損害を賠償するものとします。

第 23 条（権利義務譲渡の禁止）

求人企業は、本契約に関する契約上の地位又はこれに関する一切の権利義務を、当社の事前の書面による承諾なく、第三者に譲渡、移転又は担保に供してはならないものとします。

第 24 条（分離可能性）

本規約の条項の一部が、管轄権を有する裁判所によって違法又は無効と判断された場合においても、残部の条項はその後も有効に存続します。

第 25 条（協議事項）

求人企業及び当社は、本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた場合、双方誠意をもって協議のうえこれを解決するものとします。

第 26 条（準拠法及び合意管轄）

本契約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとし、本契約に関する当社と求人企業との間の一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

制定日 2021 年 12 月 1 日

改定日 2023 年 2 月 1 日

改定日 2023 年 11 月 21 日

取り扱うべき職種の範囲その他の業務の範囲

- ・当事業所の取扱職種は、全職種です。
- ・当事業所の取扱地域は、国内です。

手数料に関する事項

I：求人者から徴収する手数料

- ・求人者の方へ
別紙の手数料表により申し受けます。

II：求職者から徴収する手数料

- ・求職者の方へ
手数料は一切申し受けません。

求人者の情報に関する事項

- ・求人者情報の取扱者は、職業紹介責任者の大出友美です。
- ・求職者の情報は、職業紹介事業に係るものに限りません。

個人情報の取扱いに関する事項

- ・個人情報の取扱者は、職業紹介責任者の大出友美です。
- ・取扱者は、本人から個人情報の開示請求があった場合、本人の資格や職業経験など客観的事実に基づく情報開示を遅滞なく行います。さらに、これに基づき訂正請求があった場合、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正します。

苦情処理に関する事項

- ・苦情処理の責任者は、職業紹介責任者の大出友美です。
- ・苦情の申し出があった場合は、誠意をもって対応致します。

返戻金に関する事項

当事業者は返戻金制度を設けておりません。